


 安部  
光壹  
Kouichi Abe

## 同一労働同一賃金 労働の本質

1 最近、私を憂鬱にさせている言葉に「同一労働同一賃金」という言葉がある。当たり前のことを言っているように見えるが、味噌くそ一緒のようにも聞こえる。「働き方改革」にも同じ響きがある。いいようで怖い。

今年、2月1日発売の週刊新潮にも同じ思いなのか、心ある大人がため息をつく「働き方改革」と言う記事が載っていた。セクハラ、アカハラ、マタハラに続き、今度は「ジタハラ」（時間短縮ハラスメント）らしい。ジタハラとは、その週刊誌によると、「マジメな社員が、仕事を完遂させようとしているのに、『働き方改革』を誤って理解した上司に早く帰れと言われたり、定時に終わらせようとするのが逆にプレッシャーになり、追い込まれた気持ちになるという現象」だそうだ。時間を気にすれば、食事も楽しく食べれないし、トイレに行く時間ももたないという気になるかもしれないし、逆に仕事の手抜きの言い訳に使い、残り仕事を、後輩や関連企業に丸投げするかもしれない。まさに、いいが悪いで悪いがいい（シェイクスピアの言葉）の時代になった感がする。

2 安倍首相は、今年1月22日の国会での施政方針演説で、「同一労働同一賃金」の実現の 때가来た、雇用形態による不合理な待遇差を禁止し「非正規」という言葉を日本から一掃したい、長時間労働という長年の慣行を打ち破る、三六協定でも超えてはならない罰則付きの時間外労働の限度を設ける、専門性の高い仕事では、時間によらず成果で評価する制度を選択できるようにすると述べ、働き方改革は、社会政策にとどまるものではなく、ワーク・ライフバランスを確保することで、成長戦略そのものであると結論付けた。

3 私は、この演説を聞いて、全く別のことを考えた。これまで、私が生きてきて、尊敬できる人のほとんどは、昼夜兼行で汗水たらして働いてきた人である。ロータリークラブで一代で財を成した人の多くは、自分ほど若いときに丁稚奉公をした人

はいないと謙虚に語っていた。まさに、実るほど頭を垂れる稲穂かなである。

時短が徹底されれば、その日に仕事が終わらなければ、明日に回すことになる。残業ができないからだ。前述のように、同僚か後輩がやってくれるかもしれないと期待すると、自らの達成感の色あせてしまう。結局は、会社に行く目的は、給料をもらうためばかりで、何かを早く創造的にしかも楽しく仕事をするにはつながらないのではないだろうか。そうすると、働き方改革は、社会政策でも、成長戦略でもなく、自分の仕事を他人に押し付ける言い訳を作っているだけなのではないかという気がする。

4 確かに、この時短のきっかけになった、電通の過労死事件や、過度の残業実態は、是正すべきものではある。しかし、そうだからと言って、我が国の長年の労働状況が、荒廃したものであったかどうかは、十分に検討しなければならない。欧米型のいわゆる一人一人がスキルと経験を持ちそれを提供するジョブ型の労働関係が我が国のコミュニティ的集団的労働関係とは異なることは大方の日本人がうすうす感じているところだろう。欧米は、従来から同一労働同一賃金と言うのは、同一価値労働同一賃金であることを忘れてはいけない。

5 結局、同一労働同一賃金が正しいかどうかの出発点は、生き甲斐や働き甲斐のある労働とは何かを考えることから始める必要がある。そうすると、何の為に、誰の為に働くかである。お金の為に働くことが本質と言う人もいるかもしれないが、お金の為に働いていない人がいることへの説明にはならない。

例えば、母親の労働を見ればわかる。今、世界の30億人以上の女性は、家族や子供の為に見返りのない労働をしている。出産、育児、家計の管理、健康管理、残業、睡眠不足、色んな労働条件を不平をいう事もなく、報酬もなく、殆どの人は、責任と喜びを持って働いている。つまり、誤解を恐れずに言えば、無償であることが労働の出発点であり、人間の本能と言えるものがある。

6 裁判では、定年後再雇用をされた労働者が正社員の労働者との賃金で差があることが不合理な差別（労働契約法20条）に該当するかどうか争われた事件があった。東京地裁は、どちらも同じ労働内容なので、賃金の差別は許されないと判断したのに対し（平成28年8月25日判決）、控訴審の東京高裁は不合理な差別とは言えないと判示した（平成29年9月15日判決）。ここで、判示内容を議論する紙面上の余裕はないが、有期雇用労働者と正社員との間の不合理な差別を禁止した労働契約法20条は、新たな紛争の引き金になったわけである。東京地裁の裁判官も東京高裁の裁判官も、大変優秀な裁判官であることは間違いない。しかし、どうしてここまで、詳細な議論をしないことには、同一賃金の線引きが出来ないのかと

言う点が気にかかる。自分のため、会社のため、家族のため、社会のためになるのが、本来の労働の姿なのに、同一労働なのかどうかの議論が、逆に労使の対立を深める結果となっている。ここまで考えていくと、いささか青臭い労働像を描いている私にとっては、同一賃金同一労働の理想は、逆に労使間に高い垣根を作り、且つ、似非臭く見えるのである。

安部・有地法律事務所 所長